

京都市消防局訓令乙第11号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局通信規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市消防局長 山内 博貴

第16条第2項中「第1次通信統制時及び」を削る。

別表第4チャンネル（チャンネルグループに含まれるものを除く。）デジタル無線の項中「，第1次通信統制時及び」を削る。

附 則

この訓令は，令和2年4月1日から施行する。

（消防局警防部情報指令課）